

第55回 定時株主総会招集ご通知

日時

2019年5月23日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

場所

東京都新宿区戸塚町一丁目104番19号
リーガロイヤルホテル東京 3階「ロイヤルホールⅠ」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

株主総会にご出席いただけない株主様

同封の議決権行使書用紙（書面）のご返送またはインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



郵送



インターネット



目次

第55回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使等についてのご案内	3
事業報告	5
連結計算書類	20
計算書類	23
監査報告書	26
株主総会参考書類	30
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件	
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	

わらべや日洋ホールディングス株式会社

証券コード：2918

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

証券コード 2918
2019年5月8日

株 主 各 位

東京都新宿区富久町13番19号
わらべや日洋ホールディングス株式会社
代表取締役社長 大友啓行

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年5月22日（水曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年5月23日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都新宿区戸塚町一丁目104番19号
リーガロイヤルホテル東京 3階「ロイヤルホール I」
3. 目 的 事 項
 - 報 告 事 項
 1. 第55期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第55期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）
計算書類の報告の件
 - 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

4. その他招集にあたっての決定事項

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(3) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎招集ご通知の添付書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.warabeya.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載の「連結注記表」および「個別注記表」とで構成されております。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.warabeya.co.jp/>) に掲載させていただきます。

◎株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2019年5月23日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場所 東京都新宿区戸塚町一丁目104番19号
リーガロイヤルホテル東京
3階「ロイヤルホールⅠ」

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2019年5月22日（水曜日）午後6時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2019年5月22日（水曜日）午後6時まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

インターネットによる議決権行使の際の注意点

- ① 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ② インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。
- ④ インターネットによる議決権行使は、2019年5月22日（水曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行役していただきますようお願いいたします。
なお、ご不明な点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止させていただきます。）
 - ② スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使は、バーコード読取機能を利用して、議決権行使書用紙に掲載しております「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。
 - ③ パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
 - ④ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- ※ 「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立されました合弁会社 株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

(添付書類)

事業報告

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調で推移しましたが、通商問題をはじめとする海外経済の不確実性や、金融資本市場の変動の影響などにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。

食品業界では、エネルギー価格の上昇、人手不足に伴う労働コストや物流コストの上昇などがあり、引き続き厳しい経営環境となりました。

このような状況下、当社グループの当連結会計年度の売上高は、主力事業である食品関連事業において、Prime Deli Corporationを連結の範囲に含めたことなどにより拡大したものの、食材関連事業において、水産加工品の取扱高が減少したことなどにより、2,156億9千6百万円（前期比34億6百万円、1.6%減）となりました。

利益面では、人件費、物流コスト、エネルギー価格の上昇影響などにより、営業利益は15億2千6百万円（前期比22億5百万円、59.1%減）、経常利益は17億6千6百万円（前期比22億5千6百万円、56.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、6億1千万円（前期比14億8千3百万円、70.9%減）となりました。

セグメントごとの事業概況は、以下のとおりです。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

【食品関連事業】

国内事業売上高は横ばいとなったものの、当連結会計年度から、Prime Deli Corporationを連結の範囲に含めたことなどにより、売上高は1,758億5千8百万円（前期比27億3千8百万円、1.6%増）となりました。一方、国内事業における人件費、物流コスト、エネルギー価格の上昇や、設備投資に伴う減価償却費負担の増加などにより、営業利益は15億1千2百万円（前期比16億9千5百万円、52.9%減）となりました。

【食材関連事業】

競争環境の激化に伴い、鮭、魚卵等の水産加工品の取扱高が減少したことなどにより、売上高は174億5千5百万円（前期比70億1千7百万円、28.7%減）、営業利益は1億1千5百万円（前期比3億2千7百万円、74.0%減）となりました。

【物流関連事業】

売上高は144億2千9百万円（前期比2億9千2百万円、2.0%減）となりました。また、人件費の増加に加え、配送センターの移設に伴う減価償却費の負担増により、8千4百万円の営業損失（前期は1億2千2百万円の営業利益）となりました。

【食品製造設備関連事業】

炊飯設備などの売上が増加したことにより、売上高は23億9千万円（前期比6億9千1百万円、40.7%増）、営業利益は3億9千2百万円（前期比1億6百万円、37.0%増）となりました。

【人材派遣関連事業】

食品業界向けの売上が増加したことにより、売上高は55億6千2百万円（前期比4億7千3百万円、9.3%増）、営業利益は2億6千8百万円（前期比1千8百万円、7.4%増）となりました。

事業別売上高

事業	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	前 期 比 (%)
食 品 関 連 事 業	173,119	175,858	1.6
食 材 関 連 事 業	24,473	17,455	△28.7
物 流 関 連 事 業	14,721	14,429	△2.0
食 品 製 造 設 備 関 連 事 業	1,698	2,390	40.7
人 材 派 遣 関 連 事 業	5,089	5,562	9.3
合 計	219,103	215,696	△1.6

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は79億2千9百万円で、その主な内容は次のとおりです。

当連結会計年度中に取得した主要設備

ベストランス吉川共配センター建設工事	1,103百万円
東京工場仕分室・炊飯ライン増築工事	1,075百万円
名古屋工場和菓子棟増築工事	875百万円
名古屋工場チルド弁当ライン導入工事	530百万円
堺工場チルド弁当ライン導入工事	520百万円

当連結会計年度中に売却した主要設備

入間工場	810百万円
------	--------

※上記物件は売却後、売却先より賃借し引き続き使用しております。

(3) 資金調達の状況

設備投資に必要な資金は、自己資金および金融機関からの借入金によってまかなっています。

(4) 中長期的な経営戦略および対処すべき課題

“食”の安全・安心に対する社会的要請、少子高齢化および人口構成の変化、ライフスタイルの多様化など、当社を取り巻く経営環境を踏まえ、当社グループは、いかなる環境にも対応できる経営基盤を構築し、収益構造の強化を図るとともに、より企業価値を高め、持続的に成長する企業グループを目指します。

食品関連事業においては、消費者のニーズを的確に捉えた商品開発、人件費の上昇に対応した商品規格の変更、生産性向上を目的とした生産体制の見直しなどにより、国内コンビニエンスストア向け事業の拡充と収益力の強化を図ります。また、国内事業で培った商品開発力、生産技術力および品質・衛生管理力を、海外事業に活用していくことで、さらなる成長に向けたグローバルな事業基盤を構築します。その他の事業においても、ビジネスチャンスを的確に捉え、強みを生かした事業拡大を図ります。

当社グループは、「衛生管理の徹底は他のいかなる業務よりも優先する」をモットーに、衛生管理指導を徹底しています。わらべや日洋株式会社では、政府が食品事業者に対して進める「HACCPに沿った衛生管理の制度化」の動きを見据え、2017年5月に中食業界初となる「JFS-E-B」規格の適合証明を浦和工場で取得したことを皮切りに、現在までに12工場で同規格を取得しています。今後、同規格の取得を全工場に展開していくことで、品質管理と食品安全の一層の強化を図ります。

当社グループは、従業員の処遇改善、働きやすい職場環境の提供、女性および外国人従業員のさらなる活躍推進などにより従業員の定着率を向上させ、中長期的に人材基盤を強化します。また、省力化機械の生産現場への導入推進により、生産効率の改善に取り組みます。

(5) 財産および損益の状況

区 分	期 別	第 52 期 (2016年 2 月期)	第 53 期 (2017年 2 月期)	第 54 期 (2018年 2 月期)	第 55 期 (当連結会計年度) (2019年 2 月期)
売 上 高 (百万円)		209,147	214,305	219,103	215,696
経 常 利 益 (百万円)		3,336	4,304	4,023	1,766
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)		1,428	2,281	2,093	610
1 株当たり当期純利益 (円・銭)		81.34	130.09	119.40	34.78
総 資 産 (百万円)		77,334	83,877	86,888	84,635
純 資 産 (百万円)		41,529	43,176	44,286	44,242

- (注) 1. 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した期中平均株式数にて算出しております。
 3. 1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数について、「役員報酬BIP信託」が所有する当社株式数を控除しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
わらべや日洋株式会社	100百万円	100.0%	[食品関連事業] 調理済食品の製造、販売
WARABEYA U.S.A.,INC.	20,000千米ドル	100.0%	[食品関連事業] 調理済食品の製造、販売
W P M F O O D S , L L C	8,400千米ドル	70.0%	[食品関連事業] Prime Deli Corporationへの出資 および事業経営参加
Prime Deli Corporation	1.5米ドル	70.0%	[食品関連事業] 調理済食品の製造、販売
株 式 会 社 日 洋	90百万円	100.0%	[食材関連事業] 食品用材料の仕入、販売
株 式 会 社 日 洋 フ レ ッ シ ュ	10百万円	100.0%	[食材関連事業] 食品用材料の加工
株 式 会 社 ベ ス ト ラ ン ス	50百万円	100.0%	[物流関連事業] 食品関係の配送
株 式 会 社 プ ロ シ ス タ ス	20百万円	100.0%	[食品製造設備関連事業] 食品製造設備の販売
株 式 会 社 ソ シ ア リ ン ク	50百万円	100.0%	[人材派遣関連事業] 人材派遣、業務請負

- (注) 1. 出資比率は、間接保有を含んでおります。
 2. 当連結会計年度より、WPM FOODS,LLCおよびPrime Deli Corporationは重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

(7) 主要な事業内容 (2019年2月28日現在)

当社グループの主な事業は、米飯群、調理パン群、惣菜群、和菓子などの調理済食品の製造、販売および食品用材料の仕入、加工、販売です。このほか、食品関係の配送、食品製造設備などの販売、人材派遣および業務請負などの事業を展開しています。

(8) 主要な営業所および工場 (2019年2月28日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都新宿区

② 子会社

名 称	所 在 地
わらべや日洋株式会社	本社：東京都新宿区 工場：東京工場（東京都武蔵村山市）等27工場
WARABEYA U.S.A.,INC.	米国ハワイ州ホノルル市
WPM FOODS,LLC	米国デラウェア州ウィルミントン市
Prime Deli Corporation	米国テキサス州ルイスビル市
株式会社日洋	東京都新宿区
株式会社日洋フレッシュ	東京都新宿区
株式会社ベストランス	東京都東大和市
株式会社プロシスタス	東京都東村山市
株式会社ソシアリンク	東京都新宿区

(9) 従業員の状況 (2019年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数(人)	対前期末比増減(人)
食品関連事業	1,740 [7,417]	99 [△328]
食材関連事業	103 [98]	2 [3]
物流関連事業	211 [1,301]	1 [△21]
食品製造設備関連事業	41 [-]	2 [-]
人材派遣関連事業	182 [4,144]	15 [203]
全社(共通)	34 [-]	7 [-]
合計	2,311 [12,960]	126 [△143]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[]内に当連結会計年度の平均雇用人員(1日8時間労働換算)を外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、持株会社である当社の従業員数であります。
3. 当連結会計年度より、従来「その他」で区分していた「食品製造設備関連事業」「人材派遣関連事業」について、量的な重要性が増したため、報告セグメントとして記載する方法に変更しております。これに伴い、対前期末比増減につきましては、前期の人数を変更後のセグメント区分に組み替えた人数との比較となっております。

② 当社の従業員の状況

従業員数(人)	対前期末比増減(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
34 [-]	7 [-]	39.5	6.9

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[]内に当事業年度の平均雇用人員(1日8時間労働換算)を外数で記載しております。
2. 当社の従業員は、全て持株会社に所属しておりますので、セグメント別の記載は省略しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2019年2月28日現在)

(単位:百万円)

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	2,446
株式会社三菱UFJ銀行	285
株式会社みずほ銀行	214
農林中央金庫	142

- (注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 株式会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 55,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 17,625,660株 (自己株式11,692株含む)
- (3) 株主数 12,905名
- (4) 一単元の株式 100株

(5) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 セ ブ ン - イ レ ブ ン ・ ジ ャ パ ン	2,195千株	12.46%
株 式 会 社 大 友 ア セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト	1,350千株	7.66%
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,177千株	6.68%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	781千株	4.44%
大 友 啓 行	520千株	2.96%
わ ら べ や 日 洋 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 共 栄 会	492千株	2.79%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	480千株	2.73%
大 友 恭 子	283千株	1.61%
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口 9)	259千株	1.47%
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口 5)	256千株	1.45%

- (注) 1. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。なお、日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬B I P 信託口) 所有の当社株式62,470株は、自己株式に含めておりません。

3. 株式会社の会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (2019年2月28日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	大友啓行	わらべや日洋株式会社 代表取締役社長
取締役常務執行役員	白井恒久	国内食品関連事業担当 わらべや日洋株式会社 取締役常務執行役員
取締役常務執行役員	浅野直	グループ総務部・財務企画部管掌 わらべや日洋株式会社 取締役常務執行役員
取締役常務執行役員	辻英男	海外事業担当 兼 経営企画部・品質保証部管掌 わらべや日洋株式会社 取締役常務執行役員
取締役	古川紘一	
取締役	姫田尚	公益社団法人中央畜産会副会長
常勤監査役	井村幹男	わらべや日洋株式会社 監査役
常勤監査役	坂田洋一	わらべや日洋株式会社 監査役
監査役	谷村正人	弁護士
監査役	神谷和彦	公認会計士 戸田建設株式会社 社外監査役 FDK株式会社 社外取締役(監査等委員) 株式会社ストライク 社外取締役

- (注) 1. 取締役 古川紘一、姫田尚の両氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役 谷村正人、神谷和彦の両氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 社外監査役 谷村正人氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外監査役 神谷和彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 辻英男氏は、2018年5月24日開催の第54回定時株主総会において、新たに選任された取締役であります。
6. 代表取締役 妹川英俊氏は、任期満了により2018年5月24日付で退任いたしました。なお、同氏は退任時において、当社代表取締役会長でありました。
7. 取締役 大木久人、森浦正名の両氏は、任期満了により2018年5月24日付で退任いたしました。なお、退任時において、大木久人氏は、当社取締役副社長執行役員、森浦正名氏は、当社取締役専務執行役員でありました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役2名および監査役4名は、会社法第427条第1項および当社定款第29条ならびに第37条の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	39百万円 (12百万円)	報酬限度額 確定金額報酬 400百万円 (2007年5月24日開催の株主総会決議) 業績連動型報酬(親会社株主に帰属する当期純利益基準) 150百万円 (2015年5月28日開催の株主総会決議)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	34百万円 (8百万円)	報酬限度額 50百万円 (1994年5月26日開催の株主総会決議)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額には、2015年5月28日開催の第51回定時株主総会において決議された、株式報酬制度に基づき計上した役員株式給付引当金繰入額2百万円が含まれております。
3. 当事業年度中に当社子会社の取締役を兼務した6名の取締役に対しては、上記とは別に当該子会社から合計112百万円の報酬が支払われております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役 姫田尚氏は、公益社団法人中央畜産会の副会長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役 神谷和彦氏は、FDK株式会社の社外取締役(監査等委員)、株式会社ストライクの社外取締役および戸田建設株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	古 川 紘 一	当期開催の取締役会12回の全てに出席し、主に長年にわたる企業経営の見地からの発言を行っております。
取 締 役	姫 田 尚	当期開催の取締役会12回の全てに出席し、農林水産省および内閣府において畜産行政や食品安全行政に従事した見地から発言を行っております。
監 査 役	谷 村 正 人	当期開催の取締役会12回のうち11回に、また監査役会14回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	神 谷 和 彦	当期開催の取締役会12回のうち11回に、また監査役会14回のうち13回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日より名称を変更し、EY新日本有限責任監査法人となりました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	32百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積り等の算出根拠などが適切かどうか必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っています。

(3) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性および審査体制その他の会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを考慮し、取締役と緊密な連携を取りつつ、解任または不再任の決定を行うものとしています。なお、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合、または会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合には、速やかに監査役会において、会計監査人の解任または不再任について協議を行うこととしています。

5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの基本方針）

① 業務運営の基本方針

当社および当社グループ各社は、すべての役員（取締役、監査役）および使用人（社員、嘱託、派遣社員、契約社員、パートタイム従業員、その他当社および当社グループ各社の業務に従事するすべてのもの）が、職務を執行するにあたっての基本方針として、以下を定める。

(イ) 当社および当社グループ各社は、中食業界のリーディングカンパニーとして、以下のグループ理念および経営理念の下、社会の要請に的確かつ迅速に対応することで、より企業価値を高め、持続的に成長する企業グループを目指す。

(ロ) 食材のトレーサビリティの確立、衛生管理、品質管理の徹底を最重要経営課題として、おいしく、安全で安心な食品の提供に努める。

<グループ理念>

私たちは「安全・安心」と「価値ある商品・サービス」の提供を通じて、お客様の健康で豊かな食生活に貢献します。

<経営理念>

- ・お客様のニーズを追求し、変革を推進します。
- ・コンプライアンスを実践し、透明性の高い経営を行い、社会から信頼される企業を目指します。
- ・人を育て、働きがいのある、環境にやさしい企業を目指します。

② 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(イ) 当社および当社グループ各社は、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、グループ内の経営管理・監督機能を担う持株会社である当社と事業の執行機能を担うグループ各社により企業集団を形成する。当社においては、監査役会設置会社としての経営管理体制の下、また、グループ各社においては、監査役設置会社としての経営管理体制の下、各々の権限に基づく責任を明確にしている。

(ロ) 当社および当社グループ各社は、コンプライアンス体制の基礎として、取締役および使用人に対する企業行動規範およびコンプライアンスマニュアルを定め、これらの遵守を図る。

(ハ) 当社は、社長の直轄下に、管理部門（グループ総務部、財務企画部、以下「管理部門」という）管掌取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備・維持を図り、定期的に当社および当社グループ各社の役員および使用人に対して、コンプライアンスに対する研修・啓蒙を行う。当社は、当社グループ各社にコンプライアンス推進担当者を設置し、当社グループ各社は委員ないしオブザーバーとして、コンプライアンス委員会に参加する。

- (ニ)当社および当社グループ各社は、取締役会規程に基づき、月1回開催する取締役会および適宜開催する臨時取締役会により、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じて外部の専門家起用し法令・定款違反を未然に防止する。
- (ホ)当社は、監査役会設置会社であり、複数の社外監査役を含む監査役会の定める監査方針に従い、各監査役は取締役の職務執行を監査する。
- (ヘ)当社は、社外取締役を複数選任し、当社の業務執行に対する監督機能の強化を図る。また、取締役および監査役の指名・報酬等の決定に関わる意思決定の透明性と客観性を確保するため、社外取締役を含む取締役4名で構成される指名・報酬諮問委員会を設置する。
- (ト)当社および当社グループ各社は、法令・定款違反およびその他のコンプライアンスに関する重大な事実の社内報告体制として、社内ではグループ総務部法務・コンプライアンス課、社外では弁護士事務所を直接の情報受領者とする社内通報システムを整備し、社内通報規程に基づきその運用を行う。
- (チ)当社および当社グループ各社の監査役は、法令遵守体制および社内通報システムの運用に問題があると認める場合は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- (リ)当社および当社グループ各社の取締役および使用人が、取締役および使用人の法令・定款違反を発見した場合は、直ちに当社の監査役会および取締役会に報告を行い、当社および当社グループ各社はその是正を行う。
- (ヌ)当社および当社グループ各社の取締役および使用人は、反社会的勢力とは一切関係をもたず、また、反社会的勢力からの不当要求に対しては毅然として対応する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (イ)当社および当社グループ各社は、リスク管理を体系的に定めるリスク管理規程を制定し、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、継続的に監視する。
- (ロ)当社の管理部門管掌取締役は、当社グループ全社のリスクに関する事項の統括責任者であり、当社のグループ総務部は、統括責任者を補佐する。
- (ハ)リスク統括責任者は、経営危機対応規程に基づき、想定されるリスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
- (ニ)当社の内部統制室は、当社および当社グループ各社の総務部門と連携し、当社および当社グループ各社の日常的なリスク管理の状況の監査を実施する。
- (ホ)当社の管理部門管掌取締役を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメント委員会は定期的上記の体制の整備の進捗状況を評価するとともに、具体的な個別事案の検証を通して全社的体制の適切性に関する評価を行う。当社グループ各社は委員として、リスクマネジメント委員会に参加する。
- (ヘ)上記内部監査および評価の結果は、リスク管理に関する事項として定期的に当社の取締役会に報告される。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 当社および当社グループ各社は、月1回の定例取締役会および適宜開催する臨時取締役会にて、経営方針および経営上の重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の管理・監督等を行う。
 - (ロ) 当社は、取締役社長を補佐する機関として「常務会」（原則週1回開催）を設置し、取締役会の議論・審議を充実させるための協議を行うほか、経営上の重要な業務執行課題について協議を行う。
 - (ハ) 当社グループ各社は、取締役社長を補佐する機関として「経営会議」（原則週1回開催）を設置し、取締役会の議論・審議を充実させるための協議を行うほか、経営上の重要な業務執行課題について協議を行う。
- (ニ) 当社および当社主要子会社は、業務執行に関する意思決定の迅速化および経営と業務執行の分離を図るため、執行役員制度を導入している。
- (ホ) 当社および当社グループ各社は、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するとともに、取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期を1年とする。
- (ヘ) 当社および当社グループ各社の取締役会の決定に基づく業務執行に関しては、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定める。
- ⑤ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- (イ) 当社の管理部門管掌取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理につき全社的に統括する。
 - (ロ) 当社の管理部門管掌取締役は、法令および管理部門管掌取締役が作成する文書管理に関する社内規程（文書保存規程および文書保存に関する基準）に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し保存する。
 - (ハ) 当社の取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ⑥ 当社および当社グループ各社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (イ) 当社役員が当社グループ各社の非常勤役員を兼務することにより、各社の取締役会を通して、経営に関与し、経営管理を強化する。また、関係会社管理規程に則り、当社グループ各社の重要案件は、当社常務会、当社取締役会で協議、審議する体制とする。
 - (ロ) 当社経営企画部は、当社グループ全社の統括機能を有し、効率的なグループ経営を推進する。
 - (ハ) 当社の監査役または監査役会は、会計監査人および当社内部統制室と連携し、グループの連結経営に対応した、グループ全体の監視・監査を行う。
- ⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (イ) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、当社が定める「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」に基づき、財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用および評価を行う。
 - (ロ) 当社および当社グループ各社の内部統制の整備・運用状況の評価については、内部統制室が統括する。

- ⑧ 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性および監査役の指示の実効性に関する事項
- (イ) 当社は、監査役がその職務の補助をすべき使用人を設置していないが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その監査役スタッフの人事および変更については、監査役の同意を要するものとする。
- (ロ) 監査役スタッフへの指示は取締役から独立して行われるものとし、その監査役スタッフは監査役の指示に基づきその業務を行う。
- ⑨ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (イ) 当社の監査役は、取締役会、常務会等に出席し、重要な報告を受ける。
- (ロ) 当社および当社グループ各社の取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項を報告する。
- (ハ) 前号にかかわらず、当社の監査役はいつでも必要に応じて、当社および当社グループ各社の取締役および使用人に対して報告を求めることができる。
- (ニ) 当社および当社グループ各社は、社内通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令・定款違反、その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保する。
- ⑩ その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 当社の監査役会は、必要に応じて各取締役および重要な使用人からの個別のヒアリングを行う機会を設けるとともに、代表取締役社長、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換を実施する。
- (ロ) 会計監査人または当社の取締役もしくはその他の者から報告を受けた監査役は、これを監査役会に報告しなければならない。
- (ハ) 当社の取締役、当社グループ各社の役員、当社および当社グループ各社の使用人およびこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に報告する必要があると判断した事項について、直接または間接的に当社の監査役に報告することができる。
- (ニ) 前号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることはない。
- (ホ) 当社は、監査役が、その職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合は、速やかに当該費用の支払いを行う。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

当連結会計年度における内部統制システムの運用状況の概要は、下記のとおりです。

① 法令・定款への適合を確保するための体制

コンプライアンス徹底のための施策

- ・コンプライアンス委員会（当連結会計年度は1回開催）を中心に法令遵守体制の点検・強化を行っています。
- ・新卒・中途採用者など新たに入社した社員に対する研修のほか、既存社員に対する各階層別研修においてコンプライアンス研修を実施しています。
- ・コンプライアンスに関するアンケートを当社および当社グループ各社に隔年で実施しています。当連結会計年度は、主要事業会社であるわらべや日洋株式会社において実施しました。

② 損失の危険の管理に関する体制

- ・当社の管理部門管掌取締役を委員長とする当社および当社グループ各社合同のリスクマネジメント委員会を定期的に開催しています（当連結会計年度は2回開催）。当委員会はリスク管理体制の強化や関連規程の充実を図るとともに、潜在リスクを評価し、その低減対応策の検討も実施しています。

③ 効率的な職務執行を確保させるための体制

- ・当連結会計年度において取締役会を12回開催し、重要案件の審議の充実、意思決定の迅速化に注力しました。審議の効率化のため、資料の事前配布と社外取締役への案件事前説明などを実施しています。
- ・社内取締役2名、社外取締役2名で構成される指名・報酬諮問委員会を4回開催しました。取締役会の諮問に基づき、取締役の候補者選任案を審議、また、取締役の報酬総額について審議し、審議結果を取締役に答申しました。

④ 監査役の実効的な監査を確保するための体制

- ・当社監査役は、代表取締役、会計監査人、および内部統制室とそれぞれ定期的に意見交換等の場をもったほか、取締役会をはじめ常務会、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会、労災防止委員会などの会議に出席し、監査役監査の実効性の確保に努めています。更に、当連結会計年度は海外のグループ会社（WARABEYA U.S.A.,INC.およびPrime Deli Corporation）の実査を実施しました。また、当社グループの役員および使用人は当社監査役から業務執行に関して報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行っています。

連結貸借対照表

(2019年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	27,941	流 動 負 債	24,487
現金及び預金	3,057	支払手形及び買掛金	9,608
受取手形及び売掛金	17,403	1年内返済予定の長期借入金	646
商品及び製品	3,810	リース債務	2,653
原材料及び貯蔵品	947	未払金	8,472
繰延税金資産	763	未払法人税等	268
その他	1,959	賞与引当金	1,323
貸倒引当金	△0	その他	1,514
固 定 資 産	56,694	固 定 負 債	15,906
有 形 固 定 資 産	49,625	長期借入金	2,442
建物及び構築物	22,884	リース債務	8,434
機械装置及び運搬具	4,279	退職給付に係る負債	3,377
土地	12,603	役員株式給付引当金	85
リース資産	8,365	資産除去債務	1,451
建設仮勘定	1,217	その他	115
その他	274	負 債 合 計	40,393
無 形 固 定 資 産	1,112	(純 資 産 の 部)	
のれん	352	株 主 資 本	44,186
リース資産	1	資本金	8,049
その他	757	資本剰余金	8,100
投 資 そ の 他 の 資 産	5,957	利益剰余金	28,254
投資有価証券	574	自己株式	△217
繰延税金資産	2,593	その他の包括利益累計額	△66
その他	2,792	その他有価証券評価差額金	175
貸倒引当金	△2	繰延ヘッジ損益	△0
資 産 合 計	84,635	為替換算調整勘定	△39
		退職給付に係る調整累計額	△202
		非 支 配 株 主 持 分	121
		純 資 産 合 計	44,242
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	84,635

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		215,696
売上原価		185,411
売上総利益		30,285
販売費及び一般管理費		28,758
営業利益		1,526
営業外収益		
受取利息及び配当金	357	
その他の	253	611
営業外費用		
支払利息	129	
その他の	241	370
経常利益		1,766
特別利益		
固定資産売却益	126	
貸倒引当金戻入益	535	
関係会社債務保証損失引当金戻入益	242	903
特別損失		
固定資産売却損	674	
減損	1,046	1,721
税金等調整前当期純利益		948
法人税、住民税及び事業税	617	
法人税等調整額	△310	306
当期純利益		642
非支配株主に帰属する当期純利益		31
親会社株主に帰属する当期純利益		610

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	8,049	8,143	28,247	△271	44,169
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△704	—	△704
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	610	—	610
連 結 範 囲 の 変 動	—	—	101	—	101
連結子会社株式の取得 による持分の変動	—	△43	—	—	△43
自己株式の取得	—	—	—	△0	△0
自己株式の処分	—	—	—	54	54
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	△43	6	54	17
当 期 末 残 高	8,049	8,100	28,254	△217	44,186

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	166	△2	24	△72	116	—	44,286
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	—	△704
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	—	610
連 結 範 囲 の 変 動	—	—	—	—	—	—	101
連結子会社株式の取得 による持分の変動	—	—	—	—	—	—	△43
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△0
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	54
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	9	2	△64	△130	△182	121	△60
当 期 変 動 額 合 計	9	2	△64	△130	△182	121	△43
当 期 末 残 高	175	△0	△39	△202	△66	121	44,242

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,617	流 動 負 債	2,136
現 金 及 び 預 金	1,538	未 払 金	107
営 業 未 収 入 金	146	未 払 法 人 税 等	122
前 払 費 用	97	預 り 金	1,839
短 期 貸 付 金	2,800	前 受 収 益	67
未 収 消 費 税 等	13	固 定 負 債	203
繰 延 税 金 資 産	21	役 員 株 式 給 付 引 当 金	85
そ の 他	0	そ の 他	118
固 定 資 産	36,316	負 債 合 計	2,340
有 形 固 定 資 産	14,899	(純 資 産 の 部)	
建 物	5,223	株 主 資 本	38,421
土 地	9,672	資 本 金	8,049
そ の 他	3	資 本 剰 余 金	8,143
無 形 固 定 資 産	16	資 本 準 備 金	8,143
そ の 他	16	利 益 剰 余 金	22,445
投 資 そ の 他 の 資 産	21,400	利 益 準 備 金	184
投 資 有 価 証 券	544	そ の 他 利 益 剰 余 金	22,261
関 係 会 社 株 式	839	土 地 圧 縮 積 立 金	14
長 期 貸 付 金	18,906	別 途 積 立 金	8,902
差 入 保 証 金	973	繰 越 利 益 剰 余 金	13,345
繰 延 税 金 資 産	78	自 己 株 式	△217
そ の 他	58	評 価 ・ 換 算 差 額 等	172
資 産 合 計	40,933	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	172
		純 資 産 合 計	38,593
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	40,933

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
営 業 収 益		2,094
営 業 費 用		957
営 業 利 益		1,137
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	103	
そ の 他	9	113
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4	
そ の 他	0	4
経 常 利 益		1,245
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	126	126
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	612	612
税 引 前 当 期 純 利 益		759
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	203	
法 人 税 等 調 整 額	71	275
当 期 純 利 益		484

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年 3 月 1 日から
2019年 2 月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本 等							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
		土地圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	8,049	8,143	8,143	184	14	8,902	13,565	22,665
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	—	△704	△704
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	—	484	484
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	—	—
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	—	—	—	—	—
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	—	—	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	—	△220	△220
当 期 末 残 高	8,049	8,143	8,143	184	14	8,902	13,345	22,445

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
当 期 首 残 高	△271	38,587	162	162	38,749
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	△704	—	—	△704
当 期 純 利 益	—	484	—	—	484
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0	—	—	△0
自 己 株 式 の 処 分	54	54	—	—	54
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	—	—	10	10	10
当 期 変 動 額 合 計	54	△166	10	10	△156
当 期 末 残 高	△217	38,421	172	172	38,593

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2019年4月18日

わらべや日洋ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 米 山 昌 良 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 藤 原 選 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、わらべや日洋ホールディングス株式会社の2018年3月1日から2019年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、わらべや日洋ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年4月18日

わらべや日洋ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 米山昌良 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 藤原選 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、わらべや日洋ホールディングス株式会社の2018年3月1日から2019年2月28日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年3月1日から2019年2月28日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年4月26日

わらべや日洋ホールディングス株式会社 監査役会

監査役（常勤）	井	村	幹	男	Ⓔ
監査役（常勤）	坂	田	洋	一	Ⓔ
監 査 役	谷	村	正	人	Ⓔ
監 査 役	神	谷	和	彦	Ⓔ

(注) 監査役谷村正人および監査役神谷和彦は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社グループは、株主の皆様への適切な利益還元を経営の重要政策と位置付け、連結配当性向25%をめどに配当を実施していくことを基本方針としておりますが、当期の期末配当につきましては、当期業績を踏まえつつ、株主の皆様への利益還元を重視する観点から配当の安定性等を考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 金40円
総額704,558,720円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年5月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案における定款変更については、本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u> <削除></p> <p>(3) 会計監査人</p>
<p>第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は<u>15</u>名以内とする。</p> <p><新設></p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会 (取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>は<u>10</u>名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>(任期) 第20条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 補欠の監査等委員の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年後の定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急の場合には、その期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集は、各取締役に対し、会日の3日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急の場合には、その期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p><新設></p> <p><新設></p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第24条 監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急の場合には、その期間を短縮することができる。</p> <p><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>第24条～第25条(条文省略)</p>	<p>第25条～第26条(現行どおり)</p>
<p><新設></p>	<p>(取締役への委任) 第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
第26条 (条文省略)	第28条 (現行どおり)
<新設>	(監査等委員会規程) 第29条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第28条～第29条 (条文省略)	第31条～第32条 (現行どおり)
第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の数) 第30条 当会社の監査役は5名以内とする。	<削除> <削除>
(選任方法) 第31条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 法令に定める監査役の数に欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4 前項の補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	<削除> <削除> <削除> <削除>
(任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は前任監査役の任期の満了する時までとする。 ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、補欠監査役選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。	<削除> <削除>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<削除>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急の場合には、その期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<削除> <削除>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<削除>
<p>(報酬等)</p> <p>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<削除>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<削除>
第 6 章 計算	第 5 章 計算
第38条～第40条 (条文省略)	第33条～第35条 (現行どおり)
<新設>	<p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第55回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条の定めるところによる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしますと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	お お とも ひ ろ ゆ き 大 友 啓 行 (1962年1月30日生)	1988年1月 株式会社日洋入社 1991年5月 当社取締役 ぐるめ事業部次長 1992年3月 当社取締役 営業部惣菜担当部長 1998年5月 当社常務取締役 2003年5月 当社常務取締役 管理本部長 2005年10月 当社取締役 株式会社日洋 代表取締役社長 2009年5月 当社常務取締役 統括事業本部長 2011年8月 当社専務取締役 統括事業本部長 2012年3月 当社専務取締役 生産本部長 2014年4月 当社代表取締役副社長 生産本部長 2015年5月 当社代表取締役社長 (現在に至る) 2016年9月 わらべや日洋株式会社 代表取締役社長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) わらべや日洋株式会社 代表取締役社長	520,800株
<p>【選任理由】</p> <p>大友啓行氏は、当社グループにおいて、営業、生産、管理業務等、様々な分野で経験と実績を重ね、事業の経営に携わってまいりました。2015年からは、当社の代表取締役社長を務めており、当社の事業および会社経営についての豊富な経験を有しております。この経験を生かし、当社グループのさらなる成長と企業価値の向上に貢献することが期待されることから、選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株数
2	つじ 英 男 (1964年1月21日生)	1997年2月 株式会社ニチヨーキャリア（現株式会社ベストランス）入社 2003年5月 同社取締役 営業本部長 兼 事業推進部長 2006年5月 同社常務取締役 2011年5月 わらべや北海道株式会社 代表取締役社長 2013年3月 わらべや東海株式会社 代表取締役社長 2016年5月 わらべや関西株式会社（現わらべや日洋株式会社）代表取締役社長 2016年9月 同社取締役 執行役員 西日本事業本部長 2017年6月 同社取締役 執行役員 海外事業部長 兼 品質保証部管掌 2018年5月 当社取締役 常務執行役員 海外事業担当 兼 経営企画部・品質保証部管掌 わらべや日洋株式会社 取締役 常務執行役員 2019年3月 当社取締役 専務執行役員 海外事業担当 兼 経営企画部・品質保証部管掌 （現在に至る） わらべや日洋株式会社 取締役 専務執行役員 （現在に至る） （重要な兼職の状況） わらべや日洋株式会社 取締役 専務執行役員	2,000株
<p>【選任理由】 辻英男氏は、当社グループにおいて、営業、生産、品質保証、海外事業等に携わり、様々な分野で経験と実績を重ねております。2018年から当社の取締役常務執行役員、2019年からは取締役専務執行役員を務めており、当社グループの健全かつ適切な運営に必要な知識・経験を有しております。この経験を生かし、当社グループのさらなる成長と企業価値の向上に貢献することが期待されることから、選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
3	白井恒久 (1964年3月16日生)	1987年12月 当社入社 2004年10月 当社首都圏事業本部商品部長 2006年5月 当社取締役 首都圏事業本部副本部長 2007年5月 当社取締役 統括事業本部首都圏事業本部長 2010年3月 当社取締役 統括事業本部副本部長 2012年3月 当社常務取締役 商品本部長 2015年12月 当社常務取締役 首都圏事業本部長 2016年9月 当社取締役 常務執行役員 わらべや日洋株式会社 取締役 常務執行役員 (現在に至る) 2018年5月 当社取締役 常務執行役員 国内食品関連事業担当 (現在に至る) (重要な兼職の状況) わらべや日洋株式会社 取締役 常務執行役員	5,000株
【選任理由】 白井恒久氏は、当社グループにおいて、営業、生産、商品開発業務等に携わり、様々な分野で経験と実績を重ねております。2012年から当社の常務取締役、2016年からは取締役常務執行役員を務めており、当社グループの健全かつ適切な運営に必要な知識・経験を有しております。この経験を生かし、当社グループのさらなる成長と企業価値の向上に貢献することが期待されることから、選任をお願いするものであります。			
4	浅野直 (1962年8月7日生)	2004年1月 当社入社 2007年5月 当社管理本部経理部長 2009年5月 当社取締役 管理本部経理部長 2016年9月 当社取締役 常務執行役員 グループ総務部・財務 企画部管掌 わらべや日洋株式会社 取締役 常務執行役員 (現在に至る) 2019年3月 当社取締役 常務執行役員 総務部・人事部・財務企 画部管掌 (現在に至る) (重要な兼職の状況) わらべや日洋株式会社 取締役 常務執行役員	3,600株
【選任理由】 浅野直氏は、当社グループにおいて、経理、財務、総務業務等に携わり、様々な分野で経験と実績を重ねております。2016年からは、当社の取締役常務執行役員を務めており、当社グループの健全かつ適切な運営に必要な知識・経験を有しております。この経験を生かし、当社グループのさらなる成長と企業価値の向上に貢献することが期待されることから、選任をお願いするものであります。			

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
1	井村幹男 (1956年12月20日生)	2007年4月 当社入社 2011年5月 当社経営戦略部長 2013年5月 当社常勤監査役 (現在に至る) わらべや関西株式会社 (現わらべや日洋株式会社) 監査役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) わらべや日洋株式会社 監査役	1,300株
	【選任理由】 井村幹男氏は、金融機関での経験に加え、当社において経営企画部門を担当し、その後は監査役として、当社グループの経営全般の監査を行っております。その豊富な知識と経験に基づき、監査等委員である取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。		
2	古川紘一 (1942年9月16日生)	1965年4月 森永乳業株式会社入社 1997年6月 同社取締役 2003年6月 同社代表取締役社長 2012年6月 同社相談役 2015年5月 当社社外取締役 (現在に至る)	1,000株
	【選任理由】 古川紘一氏は、森永乳業株式会社代表取締役社長等を歴任した後、社外取締役として、当社グループの経営に対して監督と助言を行っております。その豊富な知識と経験に基づき、監査等委員である取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
3	ひ め だ た か し 姫 田 尚 (1955年6月15日生)	1979年4月 農林水産省入省(畜産局) 2011年8月 大臣官房審議官(消費・安全局) 2012年9月 内閣府食品安全委員会事務局長 2016年9月 公益社団法人中央畜産会参与 2016年11月 同法人総括参与 2017年5月 当社社外取締役 (現在に至る) 2017年6月 公益社団法人中央畜産会副会長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 公益社団法人中央畜産会副会長	300株
【選任理由】 姫田尚氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、農林水産省および内閣府において畜産行政や食品安全行政の分野で指導的な役割を果たし、その後は、社外取締役として、当社グループの経営に対して監督と助言を行っております。その豊富な知識と経験に基づき、監査等委員である取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
4	谷村正人 (1967年6月26日生)	1994年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 1994年4月 南青山総合法律事務所 入所 2005年5月 当社社外監査役 (現在に至る) 2012年8月 四季の風総合法律事務所設立 (現在に至る)	4,800株
	【選任理由】 谷村正人氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、長年、弁護士として培ってきた法務に関する専門的な知識と経験を有しております。また、社外監査役として、当社グループの経営に対して監査を行っております。その豊富な知識と経験に基づき、監査等委員である取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 古川紘一氏、姫田尚氏および谷村正人氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 古川紘一氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。また姫田尚氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、古川紘一氏および姫田尚氏との間に会社法第427条第1項および当社定款第29条の規定に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としており、各氏が選任された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、井村幹男氏および谷村正人氏との間に会社法第427条第1項および当社定款第37条の規定に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としており、各氏が選任された場合は、各氏との間で当社定款(取締役の責任免除)の規定に基づく責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、古川紘一氏、姫田尚氏および谷村正人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が選任された場合は、当社は引き続き、各氏を独立役員とする予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2007年5月24日開催の第43回定時株主総会において確定金額報酬を年額400百万円以内とするご決議をいただき、また、2015年5月28日開催の第51回定時株主総会において業績連動型報酬額をご決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を次のとおりとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

1. 確定金額報酬

経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額300百万円以内としたしたいと存じます。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名となります。

2. 業績連動型報酬

上記確定金額報酬に加え、当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対し親会社株主に帰属する当期純利益を基準として下表に基づく業績連動型報酬を支給いたしたいと存じます。このご提案をさせていただきますのは、業績と連動する報酬の設定により、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の業績向上への意欲や士気を高めるとともに、業績と報酬額が連動することが取締役報酬のあり方として相当であると考えからであります。

第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象となる取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）は4名となります。

なお、配分につきましては取締役会にご一任いただきたいと存じます。

親会社株主に帰属する当期純利益水準	報酬枠
～1,000百万円以下	0円
1,000百万円超～2,000百万円以下	60百万円
2,000百万円超～3,500百万円以下	90百万円
3,500百万円超～5,000百万円以下	120百万円
5,000百万円超～	150百万円

業績連動型報酬額の算定方法につき、業績を計る指標として連結業績を用いますのは、当社取締役は当社連結子会社を含むグループ全体の業績を向上させる役割を担っており、連結業績により評価することが適当と考えるからであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額80百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

リーガロイヤルホテル東京3階「ロイヤルホール I」

東京都新宿区戸塚町一丁目104番19号

電話 03-5285-1121



(駐車場のご用意はいたしていませんので、ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。)

交通のご案内

〈電車をご利用の場合〉

- 東京メトロ 東西線「早稲田駅」
3a出口より徒歩10分
- 東京メトロ 有楽町線「江戸川橋駅」
1b出口より徒歩15分
- 都電 荒川線「早稲田駅」より徒歩3分

〈都バスをご利用の場合〉

- 高田馬場駅より
④⑤乗り場 上野公園行き (上69系統)、九段下行き (飯64系統)
→早稲田下車
- 乗り場 早大正門行き (学02系統) →早大正門下車
- ★無料シャトルバスも運行いたしております。

〈無料シャトルバスをご利用の場合〉

- ★JR山手線、西武新宿線「高田馬場駅」、早稲田口を出てロータリーを渡った右手、または東京メトロ東西線「高田馬場駅」5番出口すぐ、駅前ロータリー内F Iビル前
(発車時刻 午前9時10分、午前9時25分、午前9時40分)

わらべや日洋ホールディングス株式会社
〒162-8020 東京都新宿区富久町13番19号
電話 03-5363-7010 (代表)

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。